

別紙 1 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

目標 1 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、人命の保護を最大限に確保する

最悪の事態 1-1 地震等による建築物の倒壊や火災による死傷者の発生

【想定】耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する

- ① 住宅の耐震化
 - ・災害時の安全確保のため、生活の拠点である住宅の耐震化を推進する必要がある。
- ② 大規模建築物の耐震化
 - ・耐震診断が義務化された民間所有の大規模建築物に対し、県と連携し耐震化を働きかける必要がある。
- ③ 学校の耐震化
 - ・小中学校の耐震化は、平成 30 年度に完了しているが、児童・生徒の安全を確保するため、照明器具など非構造部材の落下防止対策のほか、学校の老朽化対策を推進する必要がある。
- ④ 社会福祉施設等の耐震化
 - ・社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な者が多く利用することから、その耐震化を推進する必要がある。

【想定】建築物等の倒壊により被害が拡大する

- ⑤ 空き家対策
 - ・所有者による適切な管理が行われていない空き家が増加し、衛生、景観上の問題のほか、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などが懸念されることから、適切かつ円滑な対応を推進する必要がある。
- ⑥ 老朽化したブロック塀対策
 - ・道路に面する塀等の倒壊は、危険かつ避難及び救助活動等の大きな妨げになることから、老朽化の進んだ脆弱な塀等は早期に撤去する必要がある。特に劣化が著しい塀等については、所有者に対し改善を促す必要がある。

【想定】火災の発生に気づかない、逃げ遅れる。

- ⑦ 住宅用火災警報器の設置
 - ・住宅用火災警報器の設置は、火災の早期発見や逃げ遅れによる死者の減少につながることから、市域における設置状況調査を実施し、未設置世帯への普及啓発や適正な維持管理の周知にさらに取り組む必要がある。

【重要業績評価指標】

- ① 住宅の耐震化率 72.7% (R1)
- ② 大規模建築物の耐震化率 100% (R1 完了)

- ③ 学校施設の耐震化率 100% (H30 完了)
- ③ 校舎の非構造部材耐震化 7.1% (2校/28校)
- ⑤ 老朽空家解体補助件数 2件 (R1)
- ⑥ ブロック塀等安全確保事業費補助件数 4件 (R1)
- ⑦ 住宅用火災警報器の設置率 84.5% (R1)

最悪の事態 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地の浸水による死傷者の発生

【想定】河川堤防など構造物が損傷する

- ① 河川改修等の治水対策
 - ・洪水を安全に流下させるための河道掘削等治水対策の実施により、過去に洪水被害のあった箇所から優先的に対策を進める必要がある。
- ② 河川関連施設の老朽化対策
 - ・河川関連施設は、洪水被害から市民の生命、財産を守るものであり、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

【想定】浸水地域に要救助者が取り残される

- ③ 洪水ハザードマップの作成
 - ・北上川及び猿ヶ石川については改正水防法に基づく想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の指定等を踏まえ、新たな洪水ハザードマップを作成・配付済みであるが、想定される被害の範囲や規模、避難所等について継続的に周知する必要がある。
 - ・県の水位周知河川に指定された稗貫川については、今後設定される浸水想定区域を踏まえ、新たな洪水ハザードマップを作成する必要がある。
- ④ 避難勧告等の判断基準等の策定
 - ・国のガイドラインを踏まえ、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」、警戒レベル4「避難勧告」、警戒レベル4「避難指示（緊急）」の発令基準を含む、住民の避難を確実にするための手順を定める「タイムラインに基づく災害警戒本部マニュアル」を策定しているが、随時見直しが必要である。
- ⑤ 排水ポンプ場の機能維持
 - ・北上川が増水し籠堰都市下水路が北上川に排水できなくなることによる内水浸水を防ぐために、高田排水ポンプ場の機能を維持していく必要がある。

【重要業績評価指標】

- ③ 洪水ハザードマップの作成 北上川・猿ヶ石川 (H29 年度作成、H30 年度配付済)
- ④ 「タイムラインに基づく災害警戒本部マニュアル」の作成 (R1 作成済)

最悪の事態 1-3 土砂災害等による多数の死傷者の発生

【想定】市民が崖崩れ等に巻き込まれる

- ① 土砂災害対策施設の整備

<ul style="list-style-type: none"> ・土石流や崖崩れから人命、財産を保全するため、土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等に災害防止施設の整備を県と連携して推進する必要がある。 <p>② 土砂災害対策施設の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の点検を行い、県と連携して老朽化対策を計画的に推進する必要がある。 <p>③ 土砂災害警戒区域等の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、避難警戒体制を整備、促進する必要がある。 <p>④ 土砂災害ハザードマップの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難所等について周知する必要がある。 <p>⑤ 避難勧告等の判断基準等の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国のガイドラインを踏まえ、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」、警戒レベル4「避難勧告」、警戒レベル4「避難指示（緊急）」の発令基準を含む、住民の避難を確実にするための手順を定める「タイムラインに基づく災害警戒本部マニュアル」を策定しているが、随時見直しが必要である。
<p>【重要業績評価指標】</p> <p>④ 土砂災害ハザードマップの作成 (H19より一部作成配布)</p> <p>⑤ タイムラインに基づく災害警戒本部マニュアルの作成 (R1作成済)</p>
<p>最悪の事態 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生</p>
<p>【想定】道路が雪で交通不能になる</p> <p>① 道路除雪等による冬期の交通確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除雪計画に基づき、冬期の円滑な交通確保に取り組むとともに、計画的に除雪機械の更新等を進め、除雪体制の強化を推進する。 ・防雪柵整備や融雪設備等の修繕を推進する。 <p>【想定】除雪や雪下ろしに伴う事故が発生する</p> <p>② 除雪や雪下ろしに伴う事故の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除雪や雪下ろしの際の安全対策の普及啓発・除雪や雪下ろしの際の安全対策について普及啓発を図る必要がある。
<p>【重要業績評価指標】</p> <p>① 除雪計画の見直し 毎年実施</p>
<p>最悪の事態 1-5 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p>
<p>【想定】関係機関の情報が途絶する</p>

① 関係行政機関等による情報共有体制の強化

・災害時には、県、市（消防含む）、警察、気象台、河川国道事務所など関係機関との情報共有体制が必要不可欠であり、県総合防災室と市（消防含む）は、衛星回線を使用した防災行政情報通信ネットワークや災害情報システムを構築し、災害時の情報共有体制をとっている。被害の軽減や迅速な応急救助が図られるよう、今後も連絡体制を維持する必要がある。

② 県災害情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化

・県総合防災室（県災害対策本部）と市、防災関係機関との情報通信手段として整備した「岩手県災害情報システム」（平成28年運用開始）により情報伝達体制の強化を図っている。

・岩手県災害情報システムからJアラートに接続し、非常時における多様な情報伝達手段の一つとして、メディアへの情報配信機能や緊急速報メールの配信機能を積極的に活用し、情報伝達体制の強化を図っている。

・岩手県災害情報システムが利用するインターネット系ネットワークの可用性を確保する必要がある。

【想定】市民へ情報伝達ができない

③ 緊急情報メール、SNS等による情報伝達手段の整備（防災危機管理課・秘書政策課）

・住民への情報伝達手段として、エリアメール、ホームページやSNS、えふえむ花巻、防災行政無線、有線放送、広報車による広報など複数の伝達手段を整備しているところであるが、迅速かつ効果的な情報提供を行う必要がある。

④ Jアラートによる情報伝達

・国からの災害関連情報を迅速かつ確実に受信するため、「全国瞬時警報システム」（Jアラート）を導入しており、定期的な運用試験等により確実な受信体制を強化する必要がある。

⑤ 避難勧告等の判断基準等の策定

・避難勧告等の判断基準等の策定（再掲 1-3⑤）

【想定】避難の遅れにより死傷者が発生する

⑥ 自主防災活動の充実・強化

・自助、共助による自発的な防災活動の促進を図るため、自主防災組織未結成の行政区に対し、自主防災組織の結成をさらに働きかける必要がある。

・地域の防災力を向上させるため、防災活動等に関し専門的な見地から指導及び助言を行う自主防災アドバイザーを積極的に活用する必要がある。

・27コミュニティ地区に1人の防災士を置くため、防災活動の中心となりうる防災

士の資格取得に向けて、自主防災組織が推薦する市民の資格取得費用を助成し、防災士を育成する必要がある。

⑦ 地域の防災・避難訓練の実施

・地域防災力の強化を図るため、自主防災組織、地域住民、消防団等と連携した訓練を実施するとともに、自主防災組織等は、各地域において避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所の運営等の訓練を実施していく必要がある。

⑧ 防災講話の充実

・自発的な防災活動及び地域防災力の強化を図るため、今後も行政区や自主防災組織に市職員を派遣し、防災に関する普及、啓発に努めていく必要がある。

⑨ 学校における防災教育の充実

・児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命、身体を守る行動ができるよう、学校における防災教育の充実を図る必要がある。

⑩ 多様な主体が参画する防災訓練の実施

・災害発生時に迅速かつ冷静な行動ができるよう、市、自主防災組織・地域住民、医師会・歯科医師会・薬剤師会、消防団、関係機関がとるべき行動を想定した実践的な防災訓練を、今後も毎年実施する必要がある。

【重要業績評価指標】

⑥ 自主防災組織の結成割合 94.1% (R1)

⑦ 防災訓練を実施した自主防災組織数（消防本部） 138 組織 (H30)

⑧ 防災講話の実施回数（消防本部） 35 回 (H30)

⑨ 防災訓練等を実施する学校の割合 100% (R1)

目標2 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

<p>最悪の事態 2-1 被災地での食料・飲水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p>
<p>【想定】 備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する</p> <p>① 備蓄物資の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害用物資の備蓄計画を策定し、発災から3日間の生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資を対象として備蓄に努めることとしている。今後は賞味期限のある食料、飲料水の計画的な更新を行うとともに、生活必需品についても順次整備をしていく必要がある。 <p>② 民間事業者との物資調達協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に不足する食料や生活必需品等の確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結を行う必要がある。 <p>【想定】 救援物資が届かない</p> <p>③ 自助による備蓄の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水、食料等の備蓄について、市民や自主防災組織等に対し、防災講話等を通じ3日分の備蓄に向けた普及啓発をさらに推進する必要がある。 <p>④ 指定緊急避難場所・指定避難所への備蓄の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の被災者への迅速、確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所となる施設、特に指定緊急避難場所への備蓄及び計画的な更新を進める必要がある。 <p>⑤ 物流事業者との物資輸送協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の物資輸送を円滑に行うため、岩手県トラック協会花巻支部に協力を要請できる協定の締結を行っている。災害時に協定に基づく活動が円滑に行われるよう、連携体制の強化を図る必要がある。
<p>【重要業績評価指標】</p> <p>① 備蓄計画の見直し 未実施 (R1)</p> <p>② 民間事業者から物資を調達できる協定の締結 14件 (H30)</p> <p>③ 水や食料、備品等を備蓄している市民の割合 38.2% (H30)</p> <p>④ 物資を備蓄している指定緊急避難場所数 32箇所 (R1)</p> <p>⑤ 物流事業者との物資輸送協定の締結 締結済 (H28)</p>
<p>最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p>
<p>【想定】 孤立地区の被害状況を把握できない</p> <p>① 孤立する恐れのある地区の現状把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害による孤立想定地区、土砂災害や雪崩発生危険箇所など、災害危険箇所等を常に把握しておく必要がある。

② 通信手段の確保

- ・一部スポットを除き市内全域が携帯サービスエリアとして整備されているが、災害等による通信の途絶を想定し、衛星携帯電話等多様な通信手段を配備する必要がある。

【想定】孤立状態が解消できない

③ 孤立を予防する対策

- ・河川改修等の治水対策（道路課 再掲 1-2①）
- ・土砂災害対策施設の整備（道路課 再掲 1-3①）
- ・道路施設の老朽化対策（道路課 再掲 5-4②）
- ・道路の防災対策（道路課 再掲 5-4③）

【重要業績評価指標】

② 衛星携帯電話の配備数 本庁・3総合支所に計4台、消防指令センター・消防車両に計7台（H26完了）

② I P無線電話の配備数 消防指令センター・消防車両に計32台（H26完了）

最悪の事態 2-3 消防等の被災・エネルギー途絶による救助・救急活動の絶対的不足

【想定】消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する

① 消防施設等の計画的な整備

- ・老朽化する消防施設、消防車両及び装備の計画的な整備を進めていく必要がある。

② 消防施設における燃料の確保

- ・岩手県石油商業協同組合花巻支部と「災害時における応急対策用燃料の供給等に関する協定」を締結しており、災害時の救援活動や災害復旧業務等に必要な石油類燃料等の調達及び供給並びに応急対策要員を要請することとしているが、今後、自家用給油取扱所の設置を検討していく必要がある。

【想定】応急活動を行う人員が不足する

③ 消防団への加入促進

- ・社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、広報活動を行うとともに、団員への教育訓練に重点を置き、限られた人員での現場活動の効率化を図る必要がある。また、災害時において後方支援を担う機能別消防団員数の維持や、消防団協力事業所及び消防団応援の店の認定を継続して促進していく必要がある。

④ 消防団員の技術力の向上

- ・地域防災力の中核を担う消防団員の知識、技術の習得や資質向上を図るため、幹部研修を毎年実施している。
- ・県消防学校での消防団員を対象とした教育訓練の受講を推進する必要がある。

⑤ 緊急消防援助隊の受援計画の見直し

- ・大規模災害発生時など、被災都道府県内の消防力では対応困難な場合に備え、平時か

ら「緊急消防援助隊」による全国の消防機関相互の援助体制が構築されている。
・今後、車両更新計画に基づき車両を更新し、出動に備えるとともに、応援隊のスムーズな受け入れ態勢を構築するため、受援計画の見直しを図る必要がある。

【重要業績評価指標】

- ① B C P（消防業務継続計画）の策定（R1 未策定）
- ①⑤ 花巻市消防計画（受援計画編）の見直し（随時見直し）
- ③ 消防団員数の定数充足率 86.8%（H30）
- ③ 消防団協力事業所数 16 事業所（R1）
- ③ 消防団応援の店事業所数 142 事業所（R1）
- ⑤ 耐用年数内の消防車両の割合 96.0%（R1）

最悪の事態 2-4 被災等に伴う避難所等の不足

【想定】被災者が避難所等の場所を把握していない

- ① 指定緊急避難場所、指定避難所の指定等
 - ・災害対策基本法の改正により、市町村に指定が義務づけられた「指定緊急避難場所」と「指定避難所」については、指定済みである。
 - ・指定緊急避難場所、指定避難所の施設名称、位置等について、広報やホームページ、ハザードマップ、防災講話等で周知をしているが、継続的に周知を図る必要がある。
- ② 福祉避難所の指定
 - ・一般的な指定避難所では生活に支障が想定される要配慮者を受け入れるため、協定締結を進め、福祉避難所の指定を拡充する必要がある。

【想定】避難所等が被災して使用できない

- ③ 指定緊急避難場所・指定避難所の機能確保・強化
 - ・指定緊急避難場所・指定避難所が常に使用できるよう老朽化対策等を進める必要がある。
 - ・自家発電機の設置など最低限必要な避難所機能を整備する必要がある。
 - ・指定緊急避難場所・指定避難所に指定している小学校体育館及び地区社会体育館のトイレについて洋式化を進める必要がある。

【想定】指定緊急避難場所・指定避難所での良好な生活環境を確保できない

- ④ 指定緊急避難場所・指定避難所における生活環境の整備
 - ・避難所開設準備から閉鎖までの流れ、避難所運営の体制づくり、避難所運営のルール、要配慮者や女性の視点に配慮した避難所づくり等を整理した「避難所開設・運営マニュアル」を更新し、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」や警戒レベル4「避難勧告」等の発令後のスムーズな避難者の受け入れと避難所における良好な生活環境の確保に取り組む必要がある。

- ・避難所における生活環境については、高齢者等の二次被害発生など、近年の大規模災害でも課題となっており、『避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針』（内閣府）に基づき、バリアフリー化、避難支援室用のスペース、男女別トイレ等の確保、食物アレルギー対応など要配慮者が求める支援情報の把握等に取り組む必要がある。
- ・災害時に起こりやすい健康課題への対応が必要であり、特にストレス関連障害に対しては、保健所等と連携し、こころのケアに関する支援体制づくりに取り組む必要がある。

【想定】避難所外の避難者を把握できない

- ⑤ 指定避難所外の場所に滞在する被災者への支援
 - ・ライフラインが途絶した自宅のほか車中やテント泊など、指定避難所外の場所に滞在する被災者のエコノミークラス症候群が問題となったため、予防法等の周知を図る必要がある。
- ⑥ 避難場所機能の確保
 - ・指定緊急避難場所・指定避難所のほかに災害発生時に自主避難場所等としての利用が可能となるよう、公園施設や道の駅施設の定期的な点検を実施するとともに、施設整備・維持管理等を計画的に実施する必要がある。

【重要業績評価指標】

- ① 指定緊急避難場所 37箇所（H27指定済み）
- ① 指定避難所 87箇所（H27指定済み）
- ② 福祉避難所の指定数 16箇所（R1）
- ⑤ 避難所開設・運営マニュアルの見直し 随時
- ⑥ 公園等施設長寿命化計画 未策定

最悪の事態 2-5 被災地における感染症等の大規模発生

【想定】避難所で感染症が集団発生する

- ① 平時からの感染症予防対策の強化
 - ・平時からの感染症の予防対策として、定期予防接種を促進する必要があるほか、予防知識の普及、啓発に努めていく必要がある。
- ② 健康危機管理能力の向上
 - ・衛生水準の低下による感染症の予防及びまん延等を防止するため、健康教育や衛生教育ができる能力を養う必要がある。

【重要業績評価指標】

- ① 麻しん、風しんの混合Ⅱ期接種率 95.4%（H30）

目標3 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能を確保する

最悪の事態 3-1 行政機関の職員・施設等被災による行政機能の大幅な低下

【想定】業務が継続できない

- ① 市の業務継続体制の強化
 - ・災害時の課ごとの優先業務や職員参集、執務環境の確保等を定めた「花巻市業務継続計画（BCP）」を策定しているが、さらに職員に周知を図るとともに継続的に見直しを図る必要がある。
- ② 執務環境の整備
 - ・書類の落下等による混乱や職員の受傷を防止するため、日頃から執務室の整理、整とんを心掛け、書類等の落下防止や避難通路スペースの確保を行う必要がある。

【想定】市庁舎等が損壊する

- ③ 市庁舎の耐震性の強化
 - ・旧耐震基準の本庁舎本館は平成10年度に耐震診断を実施し、翌11年度に壁補強の耐震補強工事を実施済みである。

【想定】市庁舎等が停電する

- ④ 停電時の行政機能の確保
 - ・本庁各総合支所に非常用自家発電装置を設置しており、概ね3日間連続して電力の供給が可能である。また、燃料確保のための協定も締結している。

【重要業績評価指標】

- ① BCP（業務継続計画）の策定 策定済（H30）

目標5 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図る

最悪の事態 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

【想定】大規模かつ長期にわたり停電する

① 電力施設・設備の強化

・東北電力株式会社花北電力センターと「災害時における電力設備の復旧に関する協定」を締結しており、災害が発生した場合において、被害状況を総合的に判断したうえで優先順位を見極めながら医療機関、災害対策の中核となる官公署、避難所等への電力復旧を可能な限り優先して行うとともに、リエゾンの派遣等を要請することとしている。

【想定】石油類燃料が確保できない

② 石油類燃料の確保

・岩手県石油商業協同組合花巻支部と「災害時における応急対策用燃料の供給等に関する協定」を締結しており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策用燃料及び応急対策用資機材の調達及び供給並びに応急対策要員の確保について協力を要請することとしている。

【想定】長期にわたりガスの供給機能が停止する

③ ガス供給施設・設備の強化

・社団法人岩手県高圧ガス保安協会花巻支部と「災害時におけるプロパンガス及びプロパンガス施設の応急対策用資機材の調達並びに応急対策要員確保の要請に関する協定」を締結しており、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、プロパンガス及びプロパンガス施設の応急対策用資機材の調達並びに応急対策要員の確保について協力を要請することとしている。

最悪の事態 5-2 上水道等の長時間にわたる供給停止

【想定】上水道機能が停止する

① 水道施設の耐震化

・岩手中部水道企業団は、平成27年に策定した水道ビジョンを見直し中であり、見直し後のビジョンにより、水道施設の耐震化を計画的に進める必要がある。

② 水道施設の老朽化対策

・岩手中部水道企業団は、平成27年に策定した水道ビジョンを見直し中であり、見直し後のビジョンにより、水道施設の老朽化対策を計画的に進める必要がある。

③ 水道における業務継続体制の強化

・岩手中部水道企業団は事故や災害時等の対応等について危機管理マニュアルを策定済である。

<p>【想定】消火栓が使用不能となり、消火活動が制限される</p> <p>④ 消火栓の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防水利不足地域の解消を計画的に行う必要がある。 ・老朽化している水利の維持管理を計画的に行う必要がある。
<p>【重要業績評価指標】</p> <p>④ 消防水利の充足率 66.7% (R1)</p> <p>④ 防火水槽の耐震化率 49.2% (R1)</p>
<p>最悪の事態 5-3 汚水処理施設の長時間にわたる機能停止</p>
<p>【想定】下水道機能が停止する</p> <p>① 下水道施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大地震発生時における最低限必要な下水道機能確保のため、施設の耐震化をさらに進める必要がある。 <p>② 下水道施設の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化の進んでいる施設について、下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的に長寿命化対策を推進する必要がある。 <p>③ 下水道における業務継続体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道BCP（業務継続計画）は策定済みであり、今後、計画の実効性をさらに高める必要がある。 <p>【想定】農業集落排水施設の機能が停止する</p> <p>④ 農業集落排水施設の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化の進んでいる施設について農業集落排水最適整備構想に基づき、計画的に長寿命化対策を推進する必要がある。 <p>【想定】浄化槽の機能が停止する</p> <p>⑤ 浄化槽の維持管理の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市設置浄化槽について適正に維持管理を行う必要がある。 ・個人設置浄化槽が適正に維持管理されるよう改善指導等を徹底する必要がある。 <p>【想定】し尿処理施設機能が停止する</p> <p>⑥ し尿処理等の協力体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、し尿等の収集運搬及び処理を円滑に行うため、「災害廃棄物処理計画」を策定し、関係機関・事業者等との情報交換、連絡体制の確立など連携を強化する必要がある。
<p>【重要業績評価指標】</p> <p>③ 下水道BCP（業務継続計画）の策定 策定済 (H28)</p>

⑥ 災害廃棄物処理計画の策定 (R1 未策定)

最悪の事態 5-4 市外との基幹交通及び地域ネットワークの機能停止

【想定】道路網が寸断される

① 幹線道路等の整備

・災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送、円滑な避難を行うため、国道及び県道の整備に協力するとともに、市道の計画的な整備を推進する必要がある。

② 道路施設の老朽化対策

・今後、道路施設の急速な老朽化に伴い、災害発生時に通行規制や通行止めが発生する可能性があり、適切な点検と併せて、修繕する必要がある。

③ 道路の防災対策

・災害発生時に落石、土砂崩落等が発生する可能性があり、道路法面对策などを進めるとともに、計画的な維持修繕を推進する必要がある。

【重要業績評価指標】

① 市道改良率 56.3% (R1)

②③ 長寿命化修繕計画策定 策定済 (R1)

最悪の事態 5-5 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

【想定】長期にわたり電話、携帯電話の情報伝達機能が停止する

① 電話施設・設備の強化

・指定緊急避難場所及び指定避難所における連絡手段確保のため、無料で利用できる災害時用公衆電話（特設公衆電話）の配備を進めている。

② 情報通信利用環境の整備

・指定緊急避難場所及び指定避難所へ避難してきた方がインターネットを利用して情報収集や安否情報・被害状況の発信などができるよう、公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境を整備しているが、光回線が利用できない指定緊急避難場所及び指定避難所については未整備となっていることから光通信網の整備を検討する必要がある。

【重要業績評価指標】

① 災害時用公衆電話の設置数 82 箇所 118 回線 (H30 完了)

② 公衆無線 LAN (Wi-Fi) 設置施設数 46 施設 (H30)

目標 6 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、制御不能な二次災害を発生させない

<p>最悪の事態 6-1 ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生</p> <p>【想定】ため池が決壊、または機能不全に陥る</p> <p>① ため池ハザードマップの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災重点ため池（下流に人家、公共施設等がある大規模なため池）について、県と連携しながらハザードマップを作成し、地域住民に情報提供する必要がある。 <p>② 農業用ため池の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化等により漏水、クラック、断面変形などが認められるため池については、県と連携しながら補修、補強等を進める必要がある。 <p>【想定】ダムが決壊、または機能不全に陥る</p> <p>③ ダム管理者との連絡体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な避難のため、ダムの災害時の放流状況等について、ダム管理者との連絡体制を整備している。今後も連絡体制を強化する必要がある。 <p>【想定】河川・土砂災害対策施設が損壊、または機能不全に陥る</p> <p>④ 河川・土砂災害対策関連施設の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川関連施設の老朽化対策（道路課 再掲 1-2②） ・土砂災害対策施設の老朽化対策（道路課 再掲 5-4②） <p>【重要業績評価指標】</p> <p>① ため池ハザードマップの作成 防災重点ため池 39 箇所中 6 箇所作成済（R1）</p>
<p>最悪の事態 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大</p> <p>【想定】農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する</p> <p>① 治山対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨等の発生頻度の増加により山地災害の発生リスクが高まっており、国や県では山地災害危険地区の周知と併せて、荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備を進めている。 <p>② 農業・農村の多面的機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水や土砂災害の防止機能など、防災面においても農業、農村の多面的機能の確保は重要であり、中山間地域等での農業生産活動や農地、農業用施設の維持、保全活動を支援する必要がある。 <p>③ 農業水利施設の保全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路等）のうち、詳細な診断を要するものについては、劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な長寿命化対策を進める必要がある。 <p>④ 森林整備</p>

・土砂災害や洪水、雪崩等の防止、緩和効果のある森林育成のため、森林経営計画に基づき、計画的な間伐等の整備を推進する必要がある。

【重要業績評価指標】

①④ 森林経営計画の策定面積 5,289ha (H30)

目標7 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済を迅速に再建・回復する

<p>最悪の事態 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅遅れる事態</p> <p>【想定】災害廃棄物処理が滞る</p> <p>① 災害廃棄物処理等の協力体制の構築（生活環境課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における災害廃棄物処理を円滑に行うため、関係機関、民間事業者団体等と廃棄物処理に関する協定を締結済みである。 ・災害発生時に廃棄物処理を速やかに行うため、平時における関係機関等との情報交換、連絡体制の確立など連携を強化する必要がある。 <p>② 災害廃棄物の処理体制の整備（生活環境課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理の具体的な対応及び迅速な処理体制を構築するため、「災害廃棄物処理計画」を策定する必要がある。 <p>【重要業績評価指標】</p> <p>② 災害廃棄物処理計画の策定（R1 未策定）</p>
<p>最悪の事態 7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>【想定】災害時に建設事業者等の協力が得られない</p> <p>① 災害対応に不可欠な建設関係団体等との連携（防災危機管理課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人岩手県建設業協会花巻支部と「災害時における公共土木施設等の応急対策業務に関する協定」を締結しており、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、市が所管する公共土木施設等の応急対策業務等の実施について協力を要請することとしている。 <p>【想定】ボランティアの受け入れが円滑に進まない</p> <p>② 災害ボランティアセンターの設置・運営（地域福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、市社会福祉協議会において「災害ボランティアセンターマニュアル」を策定済み。今後、外国人に通訳を行うボランティアの登録や通訳機器の配備を推進する必要がある。 <p>③ 災害ボランティアコーディネーターの養成（地域福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県社会福祉協議会が実施するボランティア活動をコーディネートする「災害ボランティアコーディネーター」の養成研修の受講を推進する必要がある。
<p>最悪の事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>【想定】災害時に地域コミュニティ機能が減退する</p> <p>① 地域づくりへの支援（地域づくり課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時より地域コミュニティが地域の課題解決を図りながら、将来の地域づくりに取り組む活動を支援する必要がある。

- ② 自主防災活動の充実・強化（防災危機管理課）
 - ・自主防災組織の充実・強化（再掲 1-5⑥）

【重要業績評価指標】

- ① 地域の総課題件数のうち、地域で解決した件数の割合 84%（H30）
- ② 自主防災組織の結成割合 94.1%（R1 再掲 1-5⑥）